金インゴット35kgの売り払い
入札申請関係書類

① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書

② 入札公告

③ 入札説明書

④ 質問書

⑤ 入札書

⑥ 委任状

⑦ 入札の注意事項

⑧ 提出書類の注意事項

⑨ 契約書（ひな型）

⑩ 誓約書

＜ 担 当 ＞
兵庫県出納局物品管理課　物品班　中山
〒650－8567
神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号
電話　078－341－7711（内線75784）

様式第２号

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書
兼 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令 和　　年　　月　　日

契約担当者
　兵庫県知事　齋藤　元彦　様

所　在　地

商号又は名称

代 表 者 名

電 話 番 号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札件名　金インゴット35kgの売り払い

２　確認書類　物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）

３　本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　職・氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

４　連絡先（担当者）

所 属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　電 話：　　－　　－

氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　ＦＡＸ：　　－　　－

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和８年11月26日

契約担当者
兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　調達内容

(1) 売り払い物品及び数量
金インゴット35kg

(2) 最低買取率
100.00％

※買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。以下、「買取率」という。

※最低買取率とは、あらかじめ兵庫県が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

(3) 履行日
令和９年３月４日（木）予定

※議会の議決を経た後、本契約締結以降の日とする。

(4) 引き渡し場所
兵庫県神戸市内の指定場所

※引き渡し場所の詳細は、別途落札者に連絡する。

(5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
入札方法の詳細は、入札説明書による。
入札においては、田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格（税込）を基準に、金インゴットの買取率（％）を入札書に記載すること。なお、兵庫県が定めた最低買取率（100.00％)を下回る入札は無効とする。
実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が本契約日（令和９年３月２日（火）予定）当日の９時３０分に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金インゴットの買取率（％）及び重量を乗じた額の合計額とする。またその際、端数処理は、基準額、買取率、重量を全て乗じた後の合計（円）に対して、１円未満を切り捨てることとする。

２　一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３　入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1)　入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局物品管理課　担当　中山
電話（078）341－7711　内線75784　FAX（078）362－3928

(2)　入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和８年11月26日（木）から同年12月７日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年

兵庫県条例第15号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

(3)　入札・開札の日時及び場所

令和９年１月６日（水）午後３時　兵庫県庁３号館８階入札室

(4)　入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和９年１月５日（火）午後５時までに上記(1)の場所に必着のこと。

４　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、田中貴金属工業株式会社が入札公告日(令和８年11月26日) の９時３０分に公表した店頭買取価格（税込）に、入札物品の金インゴットの重量を乗じた額の合計額（端数処理は、基準額、重量を乗じた後の合計（円）に対して、１円未満を切り捨てることとする。)の100 分の５以上の額を、令和９年１月４日（月）正午までに県が発行する納入通知書により納付しなければならない。

ただし、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における貴金属売却に係る契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは入札保証金の納付を免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除とする。

(4) 入札に関する条件

ア　入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ　所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。

ウ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

エ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ　入札書に買取率、入札者の氏名があり、買取率が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ　代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

ク　入札書に記載された買取率が訂正されていないこと。

ケ　再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ｱ)　初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ｲ)　初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約の締結

ア　契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第９号）第３条の規定に基づき議会の議決を要するので、落札者は、落札決定の日の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く。)に、契約担当者から交付された契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

イ　落札決定後、議会の議決までの間に、落札決定した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を売り払いできると契約担当者が判断した入札者であって、入札した買

取率が最低買取率以上かつ最高買取率である入札者で、有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

金インゴット35kgの売り払いに係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札に付する事項

(1) 件名及び数量

金インゴット35kg

品名	数量
金インゴット 500g （石福金属興業（株）製）	70 本 （総重量 35kg）



(2) 最低買取率

100.00％

※買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。以下、「買取率」という。

※最低買取率とは、あらかじめ兵庫県が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

(2) 履行日

令和９年３月４日（木）予定

※議会の議決を経た後、本契約締結以降の日とする。

(3) 引き渡し場所

兵庫県神戸市内の指定場所

※引き渡し場所の詳細は、別途落札者に連絡する。

２　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1)　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和８年12月７日（月）午後４時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて４（１）イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3)　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第２号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

３　入札参加の申込み

(1) 提出場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１）

電話番号（078）341―7711（内線75784）

(2) 参加申込みの期間

令和８年11月26日（木）から同年12月７日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第２条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

(3) 提出書類

ア　申込書を作成のうえ前記（１）に期限までに直接持参又は郵送すること。

イ　前記２（１）の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、前記（２）の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年12月14日（月）までに申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

そのため、返信用封筒（定型長３）を入札参加申込書に添えて提出すること。

返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ　一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

（ア）提出期間

令和８年12月15日（火）から同月21日（月）までの午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

（イ）提出場所

（１）に同じ。

（ウ）回答

説明を求めた者に対し、令和８年12月24日（木）午後５時までに書面により回答する。

(5) その他

ア　申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

４　質問

(1)交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ア　受付期間

令和８年11月27日（金）から同年12月17日（木）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

イ　受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５－10－１）

電話番号　078-341-7711（内線75784）

ウ　提出書類

質問書

エ　提出方法

持参又はＦＡＸにより提出すること。

オ　質問の回答

令和８年12月24日（木）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記（１）ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

５　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

６　契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和８年11月26日（木）から同年12月７日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

７　入札・開札の場所及び日時

(1) 場所　兵庫県庁３号館８階入札室

(2) 日時　令和９年１月６日（水）午後３時

(3) 前記３（４）イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。（郵送等による場合は封筒に同封すること。）

８　入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和９年１月５日（火）午後５時までに前記４(1)イの場所に必着すること。

９　入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、買取率についてはアラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア　件名は、前記１（１）に示した件名とする。

イ　年月日は、入札書の提出日とする。

ウ　入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ　代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

(4) 入札においては、田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格（税込）を基準に、金インゴットの買取率（%）を入札書に記載すること。なお、兵庫県が定めた最低買取率（100.00%)を下回る入札は無効とする。

(5) 実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が本契約日（令和９年３月２日（火）予定）当日の９時３０分に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金インゴットの買取率（%）及び重量を乗じた額の合計額とする。またその際、端数処理は、基準額、買取率、重量を全て乗じた後の合計（円）に対して、１円未満を切り捨てることとする。

(6) 万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(8) 入札執行回数は、１回を限度とする。

10　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、田中貴金属工業株式会社が入札公告日(令和８年11月26日) の９時３０分に公表した店頭買取価格（税込）に、入札物品の金インゴットの重量を乗じた額の合計額（端数処理は、基準額、重量を乗じた後の合計（円）に対して、１円未満を切り捨てることとする。)の100 分の５以上の額を、令和９年１月４日（月）正午までに県が発行する納入通知書により納付しなければならない。

ただし、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における貴金属売却に係る契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは入札保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除とする。

11　開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12　無効とする入札

(1) 前記２の入札参加資格がない者のした入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において指名停止中である者等前記２に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

13　落札者の決定方法

(1) 前記１の物品を売り払いできると契約担当者が判断した入札者であって、入札した買取率が最低買取率以上かつ最高買取率である入札者で、有効な入札を行ったものを落札者とする。

（注）買取代金には次の費用を含む。

入札物品の引き渡しに伴う一切の費用（梱包及び輸送等に要する費用）

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあっては、立会人がくじを引くこととする。

14　入札に関する条件

(1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

(2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に買取率、入札者の氏名があり、買取率が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

(7) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

(8) 入札書に記載された買取率が訂正されていないこと。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア　初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ　初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外のもの

15　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16　契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く。）に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ　契約書は２通作成し、双方各１通保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア　落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ　契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) この入札の対象となる調達契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年県条例第9号）第３条の規定に基づき、議会の議決を要するので、落札者は、落札決定の日の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く。）に、契約担当者から交付された契約書により仮契約を締結し、議会の議決を得た後、本契約を締結する。

本契約日は議会の議決日の翌日（令和９年３月２日（火）予定）とする。

(4) 落札決定後、議会の議決までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17　買取代金の納入及び物品の引き渡し

(1) 買取代金の納入

本契約締結の翌日（令和９年３月３日（水）予定）までに、当該契約に係る買取代金を県が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(2) 物品の引き渡し

前記（１）の納付確認後、納付日の翌日（令和９年３月４日（木）予定）に取引を行う。

引き渡し場所は、兵庫県神戸市内の指定場所とし、別途落札者に連絡する。

18　売払物品の査定・真贋

入札に当たり、事前に売払物品の査定・真贋の場は設けない。ただし、落札者が希望する場合、契約締結前に本県職員立会いのもと査定・真贋をすることができるものとする。査定・真贋については、本県が指定する日時及び場所で、溶解等は行わず売払物品の原形を保つことを前提に、落札者が手配することとし、その際の費用等は落札者が負うこととする。

また、査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品であった場合、落札者は真贋証憑書類を添えて契約を締結しないことができることとする。ここでいう正規品以外の品とは、前記１（１）に記載された内容と比較して、次のいずれかに該当するものを指す。

(1) 表示された会社の製造ではないもの

(2) 表示された会社による別の品で同じ識別番号が存在する場合の本品（すべての売払物品に識別番号の刻印あり）

(3) グラム数が表示と異なるもの

(4) 品位が表示と異なるもの

なお、契約の締結以後の返品等の申し出は一切受け付けないものとする。

19　その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には､ア 暴力団及び暴力団員でないこと､イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し､違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求める。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加する。

20　売り払い事務担当部局

〒650―8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１

兵庫県出納局物品管理課　（電話番号：(078)341―7711　内線75784）

仕様等に関する質問書

会社名	
担当者名	
電話	
FAX	
メール	

案件名	金インゴット35kgの売り払い

番号	質問事項記入欄	回答欄（兵庫県記入欄）

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の提出期間内に提出してください。

物　品　入　札　書

件　　名　　金インゴット35kgの売り払い

買 取 率	％

・田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格(税込)を基準に、金インゴットの買取率(%)を記載してください。
・兵庫県が定めた最低買取率（100.00%）を下回る入札は無効とします。
・小数第２位まで記載してください。
・買取率記入欄に、複数の買取率の記載があった場合や、%表記以外の記載があった場合は無効とします。

引き渡し場所　　兵庫県神戸市内の指定場所

履 行 期 限　　令和９年３月４日（木）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

記入例

物　品　入　札　書

【入札が無効となる記入例】
・買取率（％）ではなく、買取額（円）で記入した場合
・買取率（％）以外の記載がある場合

件　　名　　金インゴット35kgの売り払い

買 取 率	１００．５０　％

・田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格(税込)を基準に、金インゴットの買取率(%)を記載してください。
・兵庫県が定めた最低買取率（100.00%）を下回る入札は無効とします。
・小数第２位まで記載してください。
・買取率記入欄に、複数の買取率の記載があった場合や、%表記以外の記載があった場合は無効とします。

引き渡し場所　　兵庫県神戸市内の指定場所

履 行 期 限　　令和９年３月４日（木）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行います。
本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。
（再入札日ならびに入札不調時の見積合わせの際も同様です）

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。
また、参加申込時に届出が必要です。
電話番号、メールアドレスは代表者が所属する部署のものを記載ください。

執　行　者	立　会　人
確　認　書　類	

※上記太枠内は記入しないでください。

委任状

入札公告されている金インゴット35kgの売り払い案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	氏　名（ふりがな）

令和　　年　　月　　日

兵　庫　県
契約担当者　兵 庫 県 知 事　様

住　　所

商号又は氏名

代 表 者 氏 名　　印

《連絡先》

部 署 名：

職・氏名：

電　　話：　　－　　－

入 札 の 注 意 事 項

１　入札時の本人確認等について

入札会場において、顔写真付公的書類を提示していただき、本人確認を行います。

顔写真付公的書類（次のいずれか１つを持参してください。）
①運転免許証
②運転経歴証明書（平成 24 年４月１日以降交付のもの）
③旅券（パスポート）
④個人番号カード（マイナンバーカード）
⑤在留カード・特別永住証明書
⑥官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳等）　等

(1)　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第２号）（以下「参加申込書」という。）の「代表者名」に記入した者が入札する場合

参加申込書の「代表者名」に記入した者の本人確認を行います。
なお、参加申込書の「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」の記入は不要です。

(2)　参加申込書の「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者が入札する場合

「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者の本人確認を行います。
なお、委任状の提出は不要です。

(3)　参加申込書の代表者名欄に記入した者が入札する予定であったが、急遽変更となる場合又は参加申込書の「３ 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者から急遽別の者に変更となる場合

入札執行者に連絡のうえ、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。
入札会場では、委任を受けた者の本人確認を行います。

２　入札書について

(1) 入札書は、「物品入札書」を用意してください。
「物品入札書」には買取率（%）を記入してください。

(2) 入札書には、田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格（税込）を基準に、金インゴットの買取率（%）を記載してください。

※　兵庫県が定めた最低買取率（100.00%)を下回る入札は無効となります。
※　買取率（%）を訂正した入札書は無効となります。

３　消費税及び地方消費税（相当額）について

消費税及び地方消費税（相当額）は買取代金に含まれます。

提出書類等の注意事項

下記に示す書類を提出してください。

1　入札参加申込み**（期限：令和８年12月７日（月）午後４時）**
① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
③ 返信用封筒（110 円切手を添付の上、宛先を明記すること。）

2　質問書**（期限：令和８年12月17日（木）午後４時）**
質問がある場合は、「質問書」を提出願います。
（質問書は可能な限り様式のファイル（Word 形式,Excel 形式）もあわせて提出してください）

3　入札保証金の納付について**（期限：令和９年１月４日（月）正午締切）**
田中貴金属工業株式会社が入札公告日(令和８年11月26日) の９時３０分に公表した店頭買取価格（税込）に、入札物品の金インゴットの重量を乗じた額の合計額（端数処理は、基準額、重量を乗じた後の合計（円）に対して、１円未満を切り捨てることとする。)の100 分の５以上の額を、県が発行する納入通知書により納付してください。

4　入札日**（令和９年１月６日（水）午後３時：兵庫県庁３号館８階入札室）**
① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
② 入札書　１通
③ 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）
※　郵送の場合は**令和９年１月５日（火）午後５時まで**に①、②の書類を提出してください。

5　契約時（落札業者のみ）
① 契約書　２通（物品管理課で準備する契約書に記名・押印すること。）
② 契約保証金
契約保証金は免除とします。

6　（参考）スケジュール（予定）
① 仮契約の締結　：落札決定の翌日から起算して７日以内（県の休日を除く）
② 本契約の締結　：令和９年３月２日(火)　※議会の議決日の翌日
③ 買取代金の納入：令和９年３月３日(水)
④ 物品の引き渡し：令和９年３月４日(木)

※　この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

契　約　書（案）

１　品　　名　　金インゴット

２　数　　量　　35kg

３　買 取 率　　〇〇〇，〇〇％

４　履行期限　　令和９年３月４日（木）

５　引き渡し場所　兵庫県神戸市内の指定場所
（詳細は書のとおり）

６　契約保証金　　免除とする

７　引き渡しの方法　兵庫県の指示による

兵庫県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、上記物品の売払いについて、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　兵　庫　県　　神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

乙　住　　所

会　社　名

代 表 者 名

（売買物件及び売買代金）
第１条　甲は、その所有する物件（以下、「売買物件」という。）を、田中貴金属工業株式会社が買取日当日に公表した店頭買取価格（税込）に、落札時の買取率（○○○，○○%）及び重量を乗じた額の合計額（端数処理は、基準額、買取率、重量を全て乗じた後の合計（円）に対して、1円未満を切り捨てた額）で乙に売り渡す。

売 買 物 件	数量
金インゴット500g（石福金属興業（株）製）	70本 （総重量35kg）

（契約保証金）
第２条　この売買物件の売買に関する契約保証金は免除とする。
（代金の支払い等）
第３条　乙は、第１条に定める売買代金を甲が指定する日（以下「納期限」という。）までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。
２　乙が甲に対して入札保証金を納付している場合は、その入札保証金を売買代金に充当する。
（遅延利息）
第４条　乙は、前条第１項の代金を同項の納期限を過ぎて納入したときは、民法第５７５条第２項前段にかかわらず、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該代金につき年１０．７５パーセントの割合で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納入しなければならない。
２　前項の遅延利息は、民法第４２０条第１項の損害賠償の予定とは解さない。
（所有権及び危険負担の移転時期並びに売買物件の引渡し）
第５条　売買物件の所有権は、乙が第３条第１項に規定する売買代金及び前条の遅延利息の支払を完了したときに、甲から乙に移転する。
２　甲は、本契約締結後引渡しまでの危険を負担する。ただし、その危険のうち乙の責に帰すべき理由により生じたものについては、乙が負担する。
３　乙は、本契約締結後、履行日に、別途甲が指定した場所で甲乙立ち会いのもと、売買物件の引渡しを受けなければならない。
４　引渡しに必要な輸送の手配、経費等は全て乙が負担する。
（契約不適合責任）
第６条　乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
（契約の解除）
第７条　甲は、乙が第３条第１項、第４条第１項、第５条第３項に違反したときは、何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。
２　前項の規定による解除により、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず、一切の請求をすることができない。
３　乙は、第１項の規定によりこの契約が解除された場合、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として、甲の指定する日までに甲に納付しなければならない。
４　前項の違約金は、民法第４２０条第１項の損害賠償の予定とは解さない。
５　甲が、第１項の規定によりこの契約を解除する通知を郵便で発信した時点で、本契約の解除の効力が発生したものとみなす。
６　甲は、第１項の規定によりこの契約が解除された場合、乙が入札保証金及び売買代金の納付を行っているときは、当該金員をもって乙に対する損害賠償債権を含む一切の債権の弁済に充当し、不足額があるときは乙に請求することができる。
７　前項の規定による充当を行ったうえでなお入札保証金及び売買代金に残額があるときは、甲が乙の指定する金融機関の口座に残額を振り込むことにより、甲が乙に対して負う売買代金の返還義務を履行したものとみなす。
（暴力団の排除）
第８条　甲は、次条第１号の意見を聴いた結果、若しくは警察からの通報に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、契約を解除す

る。
(1)　暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員
(2)　条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
２　前項の規定により契約を解除する場合においては前条第２項から第７項までの規定を準用する。
（情報の利用等）
第９条　甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。
(1)　乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
(2)　前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講じるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
(3)　甲が乙に対して既に保有している一切の情報（本契約に係る情報及び税務情報を含む。以下同じ。）及び将来取得する一切の情報を、甲が乙に対して既に保有する一切の債権（本契約に係る債権を含む。以下同じ。）及び将来取得する一切の債権を回収する目的に利用すること。
(4)　乙は、甲が乙に対して既に保有する一切の債権及び将来取得する一切の債権を回収するため、各種金融機関が甲に対し、乙の一切の債権債務に関する情報（口座の有無、口座番号、口座残高、取引履歴等に関する情報を含む。）を開示することに同意する。
（警察の捜査への協力）
第10条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員若しくは暴力団員等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。
（損害賠償）
第11条　乙は、本契約に基づく債務を履行しないことにより甲に損害を与えた場合には、本契約の解除の有無にかかわらず、甲に生じた損害を賠償しなければならない。
（契約等の費用）
第12条　本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用（第７条第６項の振込に係る手数料を含む。）は、すべて乙の負担とする。
（信義則）
第13条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
（疑義の処理）
第14条　本契約に関し、疑義があるときは、甲乙協議のうえその処理方法を決定する。
（合意管轄）
第15条　本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。
（本契約の確定）
第17条　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第９号）第３条の規定により、兵庫県議会の議決を得た後本契約を締結する。
　この場合において、この契約書は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第５項の規定に基づく契約書となるものとする。
２　仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しない。
３　前項により、仮契約を解除した場合、甲は一切の損害賠償の責を負わない。

議会の議決があったことを了知し、本契約の締結を確認した。

令和　　年　　月　　日

乙　住　　所

会　社　名

代 表 者 名

誓　約　書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと

２　暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

住　　所
会 社 名
代表者名
電　　話
電子メール